

東広島市ビジネスチェンジ支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、コロナ禍においてITツール等の導入による効率化の推進や非対面ビジネスモデルへの転換等を目指す前向きな市内の事業者に対して、予算の範囲内において東広島市ビジネスチェンジ支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、東広島市補助金等交付規則（平成24年東広島市規則第4号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する中小企業者であって、市内に主たる事業所を有し、かつ、市内において業務歴が3か月以上の者

(2) 市税の滞納がない者

(3) 業況回復及び生産性向上のための取組を新たに開始する者

(4) 本要綱に基づき実施する内容が、国、地方公共団体その他の団体の制度に基づく補助金、助成金その他の給付等を重複して受けていない者

(5) 令和2年10月以後の12か月間のうち、連続する任意の3か月の合計売上高がコロナ以前（令和元年又は令和2年）の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少している者

(6) 市が実施する「経済状況のモニタリング」に対し、情報提供等の協力ができる者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支給対象者としなないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団等」という。）

(2) 暴力団等と密接な関係を有する者又は東広島市暴力団排除条例（平成23年東広島市条例第16号）第2条第3号に掲げる者

(3) 宗教活動又は政治活動を目的とする者

(4) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人

(5) その他市長が不相当と認める者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、国が認定した経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第31条第1項の規定により認定された者をいう。）が別紙確認書により適当と認めた者で、次に掲げ

る事業とする。

- (1) I Tツールの導入及び設備の I o T化
- (2) 非対面型ビジネスモデルへの転換
- (3) テレワーク(在宅勤務、W e b会議、W e b面接等)環境の整備
- (4) レイアウト変更や動線確保による業務効率化
- (5) 作業効率の向上を目的とした新システムの導入
- (6) 作業効率の大幅上昇が見込める非効率機器の更新
- (7) その他固定費の削減に資する取組として必要と認めるもの
(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、次に掲げる条件を満たし、別表に掲げる経費とする。ただし、消費税及び地方消費税は補助対象外とする。

- (1) 補助対象として補助金交付決定を受けた取組を実施するための必要最小限の経費
- (2) 補助対象期間内に契約・実施・支払が完了した経費
- (3) 補助対象(使途、単価、仕様、数量等)が提出書類 (I Tツールの導入及び設備の I o T化、非対面ビジネスモデルへの転換等)に係るものとして明確に区分できる経費 ただし、提出書類は日本語表記とする。
- (4) 生業かつ主要業務とする業者へ直接委託・契約するもの ただし、申請者が対外的に自社の通常業務としている業務を外部委託した場合の経費は、補助対象にできないものとする。

(補助率及び補助金額)

第5条 補助金の額は補助対象経費の10分の10以内(千円未満は切り捨てとする。)とし、上限額を30万円とする。ただし、別表(7)申請支援費は、別として1万円を上限額とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、市ホームページに掲載する申請支援機関に相談の上、東広島市ビジネスチェンジ支援事業補助金交付申請書(別記様式第1号)に、次の表に掲げる必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) ビジネスチェンジ事業計画書(別記様式第2号)
- (2) 営業実態が確認できる書類(確定申告書の写し、開業届、営業許可証等)
- (3) 住民票記載事項証明書(個人の場合)または法人登記簿謄本(法人の場合)
- (4) 売上高確認表(該当期間の合計売上高が10%以上減少)(別記様式第3号)
- (5) 誓約書兼同意書(別記様式第4号)
- (6) 認定支援機関による確認書(別紙)
- (7) 支出予定金額証拠書類(見積書等)
- (8) 市税に滞納がないことの証明書

(9) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合において、補助金を交付する旨を決定したときは東広島市ビジネスチェンジ支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第5号）により、交付しない旨を決定したときは東広島市ビジネスチェンジ支援事業補助金不交付決定通知書（別記様式第6号）により、その旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定を行うに当たり、必要に応じて専門的知識を有する外部有識者の意見を聴取することができるものとする。

3 市長は、第1項の補助金の交付の決定を行う場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により申請した事項を変更しようとするとき（軽微な変更として市長が定めるものを除く。）又は当該交付決定に係る補助金を受けて実施する事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を得なければならない。

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、東広島市ビジネスチェンジ支援事業補助金計画変更（中止・廃止）申請書（別記様式第7号）に変更に係る事項を明らかにする書類その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、東広島市ビジネスチェンジ支援事業補助金計画変更（中止・廃止）承認通知書（別記様式第8号）により、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、計画書に沿った事業の実施に伴い発生した経費が交付決定額に達したとき、その日から起算して30日を経過する日又は当該会計年度の末日のいずれか早い日までに、東広島市ビジネスチェンジ支援事業補助金実績報告書（別記様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) ビジネスチェンジ事業内容報告書（別記様式第10号）

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の報告があった場合において、その内容が交付決定の内容（第8条第3項の規定による承認をした場合にあつては、その内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その額を、東広島市ビジネスチェンジ支援事業補助金額確定通知書（別記様式第11号）により、当該補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第11条 補助事業者は、前条の額の確定通知を受理した後、東広島市ビジネスチェンジ支援事業補助金交付請求書（別記様式第12号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱の規定又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。

(2) 偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(3) その他市長が不相当と認めるとき。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行し、同日以後に実施した東広島市ビジネスモデル転換支援事業について適用する。

別表

区分	摘要	備考
(1) ITツールの導入及び設備のIoT化、テレワーク(在宅勤務、Web会議、Web面接等)環境の整備にかかる機器費用	データの送受信、利活用のための機器費用(各種センサー類、カメラ、GPS、Wi-Fi、LPWA、RFID、サーバー※1等)及びこれらの設置費用	サーバー等の汎用性がある機器は、専ら業況の好転に向けた生産性向上に向けた新規の取組のために利用するものであること。また、適切な機能・スペックの設備を選定すること。
(2) ソフトウェア	パッケージソフト、新しく構築されたソフト、カスタマイズしたソフトの別は不問	自社ソフトウェアの製作に係る人件費は除く。
(3) クラウド費用	クラウドサービスの利用費用	契約期間が補助対象期間を超える場合、按分の上、補助対象期間分の費用のみ対象とする。
(4) リース料	上記(1)、(2)又は(3)をリース契約に基づいて支払うリース料	導入初年度分のみ、補助対象期間内の費用のみ対象とする。
(5) 外注費・委託費	補助事業の実施に必要な機器、システムの開発及び設計、工事に係る外注費又は委託費	
(6) 専門家経費	導入又は活用方法を実証するため、外部事業者(専門家)から技術指導を受ける場合に要する謝金、委託費	
(7) 申請支援費	申請に係る書類作成・確認に要する謝金	指定の申請支援機関に対するもののみを対象とする。
(8) その他市長が助成対象として適当であると認めるもの	上記に含まれていないが、業況の好転に向けた生産性向上に資すると考えられるもの	事業に見合ったものであること。

注 サーバー、クラウドサーバー等については、専ら生産性向上に向けた新規の取組のために導入するもののみ対象

別紙

確認書

次の事業所等について、東広島市ビジネスチェンジ支援事業補助金の申請に当たり、申請内容が適切であり、事業効果が期待できること認めます。

(申請者)

住 所

名 称 及 び

代表者の氏名

(申請事業計画のタイトル)

令和 年 月 日

認定支援機関 I D 番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

名 称

住 所

代表者の役職

代表者の氏名

印

※この確認書は、補助金の交付決定を認めるものではなく、市による審査の結果、一部の申請内容が認められないことがあります。

令和 年 月 日

東広島市長 様

申請者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

東広島市ビジネスチェンジ支援事業補助金交付申請書

東広島市ビジネスチェンジ支援事業補助金の交付を受けたいので、東広島市ビジネスチェンジ支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり申請します。

1 ビジネスチェンジ事業計画のタイトル

2 交付申請額 金 円

3 添付書類

- (1) ビジネスチェンジ事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 営業実態が確認できる書類（確定申告書の写し、開業届、営業許可証等）
- (3) 住民票記載事項証明書（個人の場合）又は法人登記簿謄本（法人の場合）
- (4) 売上高確認表（別記様式第3号）
- (5) 誓約書兼同意書（別記様式第4号）
- (6) 認定支援機関による確認書（別紙）
- (7) 支出予定金額証拠書類
- (8) 市税に滞納がない事の証明書
- (9) その他市長が必要と認める書類

4 市が実施する「経済状況のモニタリング」に対する協力の同意
市実施の「経済状況のモニタリング」に協力することについて、

同意する。 同意しない。

※ 「経済状況のモニタリング」詳細については、市ホームページに随時掲載します。

ビジネスチェンジ事業計画書

1 申請者

氏名又は名称			
代表者の 役職名及び氏名			
所在地			
電話番号	—	メールアドレス	@
設立（開業）の日	年 月 日	業 種	

2 事業内容

<p>①既存事業の内容</p> <p>②ビジネスチェンジ事業の内容</p> <p>③期待される効果</p>

3 経費の内容（単位：円）

支出を想定する 経費の内容	想定する金額 (総額：税抜)	補助金申請額 (税抜)
合 計		

注 適宜、必要に応じて行を挿入すること。

売上高確認表

令和2年10月以後の12か月間のうち、連続する任意の3か月の合計売上高が、前年又は前々年の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること。

〈売上高減少の内訳〉

	・前年 ・前々年 同3か月の売上高 ※前年又は前々年に○	令和2年10月以後の 12か月間のうち、 連続する任意の3か月の 売上高		増減率 (%)
月	円	円	実績	—
月	円	円	実績	—
月	円	円	実績	—
合計	円	円		

※任意の3か月は、上から年月が古い順にご記入下さい。

※減少率の計算の際の端数は小数点2位以下を切り捨てし、小数点第1位までご記入下さい。

上記記載内容に相違ないことを確認しました。

令和 年 月 日

(申請者)

住 所

氏 名

誓約書兼同意書

東広島市ビジネスチェンジ支援事業補助金の交付申請に当たり、次のとおり誓約し、及び同意します。

1 暴力団等を排除する措置について

自己又は自己の役員等は、次の各号のいずれにも該当しません。

また、東広島市が必要とする場合には、広島県警察本部に照会することを承諾します。

- (1) 役員等（個人の場合はその者を、法人の場合には役員又はその支店若しくは、営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が、集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織（以下「暴力団」という。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）である者
- (2) 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは、運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは、暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは、組合等を利用している者
- (3) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは、運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは、組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (4) 前3号のほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 経営に暴力団関係者の実質的な関与がある者

2 調査及び違反等に対する処分について

同補助金に関して、市長から追加資料及び現地調査等を求められた場合には、誠意を持って応じます。また、次の各号のいずれかに該当すると市長に認められた場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還に応じ、虚偽のあった事実を氏名等とともに公表することを承諾します。

- (1) この要綱の規定又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りの申請その他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

令和 年 月 日

東 広 島 市 長 様

住 所
名 称
代表者の氏名

別記様式第5号（第7条関係）

指令東広 第 号
令和 年 月 日

様

東 広 島 市 長 印

東広島市ビジネスチェンジ支援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請の東広島市ビジネスチェンジ支援事業補助金については、次の条件を付けて交付することに決定したので、東広島市ビジネスチェンジ支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

1 ビジネスチェンジ事業計画のタイトル

2 交付決定額 金 円

3 交付の条件

- (1) この補助金は、本事業以外の経費に使用することができない。
- (2) 市長が、この事業の内容、収支の状況等を調査するために帳簿、書類等の提出を求めたときは、これを拒むことができない。
- (3) 市が実施する「経済状況のモニタリング」に情報提供等の協力をする事。

別記様式第6号（第7条関係）

指令東広 第 号
令和 年 月 日

様

東 広 島 市 長 印

東広島市ビジネスチェンジ支援事業補助金不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請の東広島市ビジネスチェンジ支援事業補助金については、次の理由により交付しないことに決定したので、東広島市ビジネスチェンジ支援事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により通知します。

交付しない理由

令和 年 月 日

東広島市長 様

申請者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

東広島市ビジネスチェンジ支援事業補助金計画変更（中止・廃止）申請書

令和 年 月 日付け指令東広 第 号で交付決定を受けた東広島市ビジネスチェンジ支援事業補助金について、次のとおり事業計画を変更したいので、東広島市ビジネスチェンジ支援事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により申請します。

1 内容

変更しようとする事項	変更の内容	
	変 更 前	変 更 後

2 変更後の経費の内容（単位：円）

支出を想定する 経費の内容	想定する金額 （総額：税抜）	補助金変更申請額 （税抜）
合 計		

注 適宜、必要に応じて行を挿入すること。

3 変更の理由

4 変更の年月日

令和 年 月 日

別記様式第8号（第8条関係）

指令東広 第 号
令和 年 月 日

様

東 広 島 市 長 印

東広島市ビジネスチェンジ支援事業補助金計画変更（中止・廃止）承認通知書

令和 年 月 日付けで申請の東広島市ビジネスチェンジ支援事業補助金の計画については、次のとおり承認したので、東広島市ビジネスチェンジ支援事業補助金交付要綱第8条第3項の規定により通知します。

1 ビジネスチェンジ事業計画のタイトル

2 交付決定額

変更前	金	円
変更後	金	円

3 補助金の交付の条件

令和 年 月 日付け指令東広 第 号の補助金交付決定通知書のとおり。

別記様式第9号（第9条関係）

令和 年 月 日

東広島市長 様

報告者 住 所

氏 名

〔法人にあつては、名称
及び代表者の氏名〕

東広島市ビジネスチェンジ支援事業補助金実績報告書

令和 年 月 日付け指令東広 第 号で交付決定（変更決定）を受けた東広島市ビジネスチェンジ支援事業補助金について、補助事業が完了したので、東広島市ビジネスチェンジ支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、次の書類を添えて報告します。

- 1 ビジネスチェンジ事業内容報告書（別記様式第10号）
- 2 その他市長が必要と認める書類

ビジネスチェンジ事業内容報告書

1 実施した事業

タイトル ※ビジネスチェンジ事業計画のタイトルを記載してください。	
内容 ※チラシ等、新たに実施した事業が分かるものを合わせて添付してください。	
顧客の反応等	
今後の見込み	

2 経費の内容（単位：円）

実際に支払が行われたことを証する領収書等を添付すること

支出した経費の内容	実際の支出金額 (総額：税抜)
合 計	

注 適宜、必要に応じて行を挿入すること。

3 補助金申請額 金 円

別記様式第11号（第10条関係）

指令東広 第 号
令和 年 月 日

様

東 広 島 市 長 印

東広島市ビジネスチェンジ支援事業補助金額確定通知書

令和 年 月 日付け指令東広 第 号で交付決定（変更決定）した東広島市
ビジネスチェンジ支援事業補助金について、令和 年 月 日付けで提出のあった東
広島市ビジネスチェンジ支援事業補助金実績報告書に基づき、次のとおり確定したので、東
広島市ビジネスチェンジ支援事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

1 ビジネスチェンジ事業計画のタイトル

2 交付決定（変更）額 金 円

3 確 定 額 金 円

令和 年 月 日

東広島市長 様

請求者 住 所

氏 名

〔 法人にあつては、名称
及び代表者の氏名 〕

東広島市ビジネスチェンジ支援事業補助金交付請求書

令和 年 月 日付け指令東広 第 号で額の確定通知を受けた東広島市ビジネスチェンジ支援事業補助金について、東広島市ビジネスチェンジ支援事業補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり請求します。

- 1 請求金額 金 円
2 振込先

金融機関名	銀行・金庫					支店・本店			
店 舗 名	農協・組合					支所・出張所			
預金種別	普通・当座								※ 右詰めで記入
口座番号									
フリガナ									
口座名義人									